平成26年10月1日から古賀市「乳幼児・子ども」医療制度が変わります

小学校6年建までの 通院医療費を助成します

(外来)

小学校1年生から6年生のお子様で、すでに「古賀市子ども医療証」(桃色)をお持ちの方には、新しく「外来助成分」を含めた医療証(桃色)を発行いたします。(平成26年9月中に郵送)



平成26年9月30日まで

〈外来〉

- ・3歳未満…自己負担なし
- ・3歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600円/月 (医療機関ごとに)



平成26年10月1日から

〈外来〉

- ・3歳未満…自己負担なし
- ・3歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600円/月 (医療機関ごとに)
- ・小学校1年生から6年生まで… 自己負担限度額 1,500円/月 (医療機関ごとに)

(小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。)

※入院助成の内容は以前と変更ありません。

- ○本人負担の限度額は、いずれも医療機関ごとにかかる金額です。
- ○ひとり親医療、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は、対象となりません。





【お問い合わせは】